

【産業競争力強化法】

# 生産性向上設備投資促進税制について

産業競争力強化法の施行に伴い、「**④先端設備**」や「**⑤生産ラインやオペレーションの改善に資する設備**」を導入した際の税制処置として「**生産性向上設備投資促進税制**」(経済産業省)が設けられています。

## 1 優遇税制の内容

2016年3月末までが**有利!**

平成26年1月20日から  
平成28年3月末日まで

**即時償却** または **税額控除5%**

平成28年4月1日から  
平成29年3月末日まで

**特別償却50%** または **税額控除4%**

※税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限

※平成26年3月31日までに終了する事業年度(3月31日までに決算を迎える法人)に対象設備を取得した場合は、翌年度に当該年度分と翌年度分の措置がまとめて適用される。

## 2 対象者

青色申告をしている法人様・個人事業主様

## 3 対象設備(④先端設備の場合)

「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記①②③の要件を全て満たすもの。(サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。)

①最新モデル

②生産性向上(年平均1%以上)

③最低取得価額以上

当社の対象製品(一例)は裏面をご覧ください。

| 設備の種類    | 最低取得価格                     |
|----------|----------------------------|
| イ.機械装置   | 160万円                      |
| ロ.器具備品   | 120万円(単品30万円以上かつ合計120万円も可) |
| ハ.建物附属設備 | 120万円(単品60万円以上かつ合計120万円も可) |

※取得価額には、製品代のに付随費用(運送費、荷役費、据付費、試運転調整費等)も含まれます。

## 4 対象設備の要件

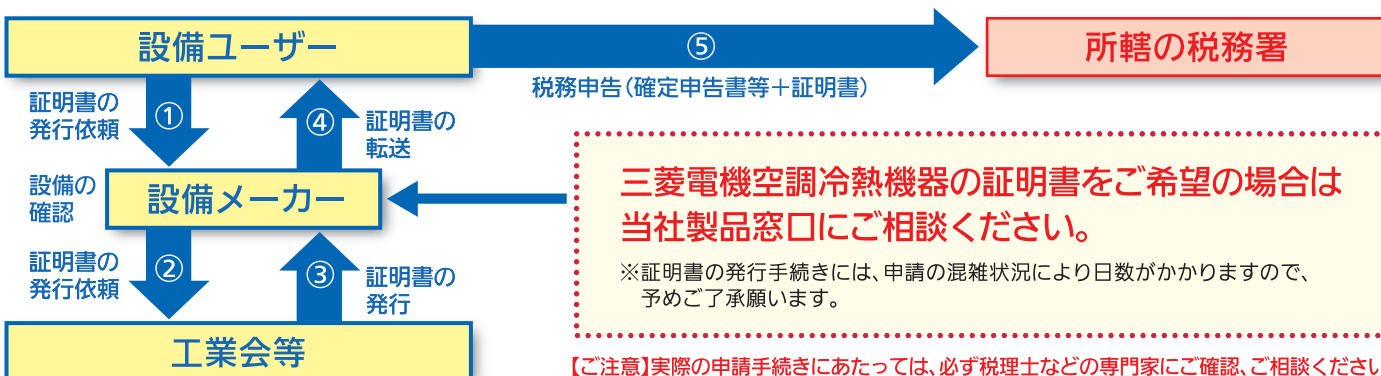
「事業の用に直接供される減価償却資産」のみが対象

※本店の機能しかない建物、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生設備等は対象外。また、中古設備も対象外。

## 5 「先端設備」の証明書について

設備ユーザーが税制措置の適用を受ける際は、確定申告と合わせて工業会等が発行する証明書を添付する必要があります。

### ▼冷凍・空調設備の証明書発行の流れ



# 冷凍・空調設備の導入をご検討中の皆さまへ。

▼ 対象製品の一例（対象外の形名あり） ※ 他にも対象製品はございます。詳しくは販売会社へお問合せください。

## 店舗・事務所用エアコン



## 住宅設備用エアコン



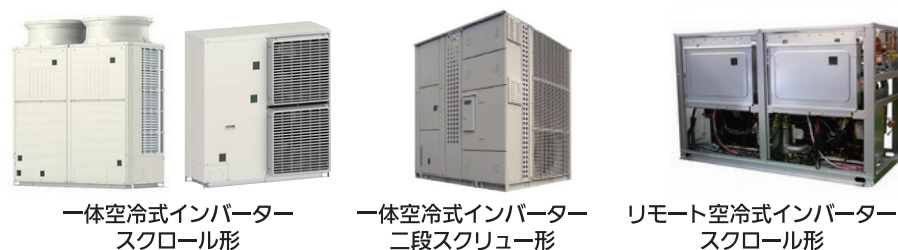
## ビル用マルチエアコン



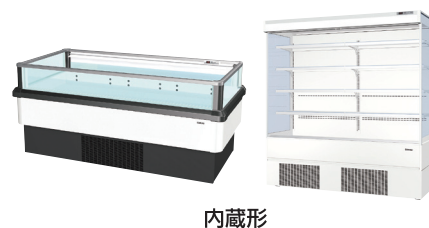
## 設備用パッケージエアコン



## コンデンスユニット



## ショーケース



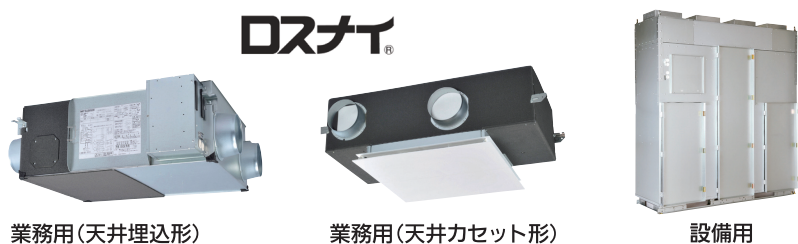
## チリングユニット



## ブラインクーラー



## 全熱交換器



## 産業用除湿機



三菱電機株式会社

お問い合わせ先

2015年10月作成